

净化槽法に基づく浄化槽工事業に係る登録の手続等を定める規則  
昭和60年9月27日  
規則第49号

改正 平成元年3月31日規則第25号 平成4年8月29日規則第64号

平成14年3月29日規則第22号 平成16年3月26日規則第31号

平成31年3月19日規則第12号 令和3年7月15日規則第80号

净化槽法に基づく浄化槽工事業に係る登録の手続等を定める規則をここに公布する。

净化槽法に基づく浄化槽工事業に係る登録の手続等を定める規則

(書類の提出)

第1条 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第22条又は浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和60年建設省令第6号。以下「省令」という。）第8条、第11条若しくは第12条の規定により知事に提出すべき書類の部数は、主たる営業所が県内にある者にあっては正本1通及び写し2通とし、主たる営業所が県外にある者にあっては正本1通及び写し1通とする。

2 前項の書類又は次条の届出書を知事に提出する者は、主たる営業所の所在地を所管する土木事務所又は香川県小豆総合事務所の長を経由してしなければならない。ただし、主たる営業所が県外にある場合は、この限りでない。

全部改正〔平成14年規則22号〕、一部改正〔平成16年規則31号〕

(廃業等の届出)

第2条 法第26条又は第33条第3項の規定による届出は、別記様式による届出書により行うものとする。

全部改正〔平成14年規則22号〕

(浄化槽工事業者登録簿の閲覧)

第3条 省令第7条の規定により、浄化槽工事業者登録簿（以下この条において「登録簿」という。）を閲覧に供するため、香川県浄化槽工事業者登録簿閲覧所（以下この条において「閲覧所」という。）を香川県土木部土木監理課内に置く。

2 登録簿の閲覧時間は、香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、午前9時から午後5時までとする。

3 知事は、前項の規定にかかわらず、登録簿の整理その他特別の理由により、臨時に閲覧に供しない日を定め、又は閲覧時間を伸縮することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

4 登録簿を閲覧する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 登録簿を開覧所の外に持ち出さないこと。

(2) 登録簿を汚し、又は破らないこと。

(3) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

5 知事は、前項の規定に違反した者又は係員の指示に従わない者に対して、登録簿の閲覧を停止し、又は拒否することができる。

一部改正〔平成4年規則64号・14年22号〕

附 則

この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日規則第25号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成4年8月29日規則第64号）

この規則は、平成4年9月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第22号抄）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日規則第31号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条、第5条から第8条まで及び第11条から第15条までの規定による改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成31年3月19日規則第12号）

1 この規則は、平成31年7月1日から施行する。

2 改正前の規則で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和3年7月15日規則第80号）

1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。

2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

別記様式

## 廃業等届出書

年 月 日

香川県知事

殿

届出者 住所

氏名

浄化槽法第26条（第33条第3項）の規定により、次のとおり届け出ます。

淨 化 槽 工 事 業 者	氏名又は名称	
	住所	
	登録（届出）番号	
	登録（届出）年月日	年 月 日
廃業等の年月日	年 月 日	

追加〔平成14年規則22号〕、一部改正〔平成16年規則31号・31年12号・令和3年80号〕